

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から50年3月まで  
② 昭和52年4月から53年12月まで

昭和51年に市内で転居し、その後3年ほど経過したころに、国民年金に加入し国民年金保険料を納付した知人から、国民年金に加入した方がいいと聞いたことを契機に妻が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が、未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、特殊台帳によれば、その直前の昭和50年4月から52年3月までの保険料は、55年6月に特例納付されたことが確認できるが、その時点では、申立期間②のうち53年4月から同年12月までの保険料は過年度納付が可能であるにもかかわらず、この期間の保険料が未納とされ、過年度納付を行うより単価が高額な特例納付により50年4月から52年3月までの保険料が納付済みとされているのは不自然である。

また、申立人の妻が申立人の保険料を特例納付した昭和55年6月の時点において、申立人は既に35歳を超えており、申立人が国民年金の受給資格に必要な加入期間である25年を満たすために、35歳に達した昭和50年度にさかのぼって保険料を特例納付したと考えるのが自然であり、特例納付した直後の申立期間②の保険料を納付していなかったとは考えにくい。

- 2 一方、申立期間は、申立期間①及び②とされているが、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付したとする期間の始期及び終期を明確に記憶していないとしており、上記1のとおり、申立人については35歳に到達した昭和50年度から保険料を納付したと考えるのが自然であることから、それ以前の申立期間①の保険料を納付した事情までは確認できなかった。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年3月まで  
② 昭和49年7月から50年1月まで

私が、会社を辞めて独立した時、亡くなった妻が区役所で夫婦そろって国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料の納付についても亡くなった妻が、納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が、昭和48年12月に会社を辞めて独立した時、申立人の妻が区役所で夫婦そろって国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付していたはずであると主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出され、前後の任意加入被保険者の資格取得日から49年6月に加入手続を行っていることが推認できる。

また、申立期間②は、7か月と短期間であり、申立人の妻は、国民年金に加入後、被保険者資格の種別変更を適切に行っている上、保険料はすべて納付済みであることから、夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立人の保険料を納付しないとは考え難い。

2 一方、申立期間①については、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況は不明である上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻も、同期間は未納となっている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から40年4月まで

昭和38年3月に転居したため、区役所で転居手続きをし、国民健康保険及び国民年金の加入手続きを行った。その後は2、3か月ごとに国民年金保険料を納付していたが、納付場所について明確には覚えていない。1、2回は集金人に納付した記憶もあり、それ以外は区役所で納付していたのかもしれない。申立期間の保険料を納付していたのに未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和38年3月から40年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が、前後の加入者の資格取得日及び申立人の厚生年金保険の資格喪失日より38年4月から同年6月ごろまでに払い出されたと推認される上、申立人は申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への複数回に及ぶ切替手続きを適切に行っており、年金制度に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料の納付が必要な期間について、すべての保険料を納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

さらに、昭和38年に申立人に払い出された国民年金手帳記号番号は、社会保険庁のオンラインシステムに記録されておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

2 一方、申立期間のうち、昭和40年4月については、申立人が同年3月に

転居した後、転居先の区において国民年金の住所変更手続及び保険料の納付を行った記憶が無いとしている上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から事情を聴取してもほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1888

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から同年3月まで

老後の生活が不安で昭和49年10月に国民年金の加入手続を行った。子どもが小学校入学前は内職をし、子どもが小学校に入学後はパート勤務で働き保険料を納付していた。保険料は自宅または勤務先の近くの銀行で納付していたが銀行名は憶えていない。老後のためにずっと納付してきたのに未納期間があるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は納付書が送られてくれば必ず納付していると主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると申立期間を対象としたと考えられる納付書が昭和59年11月に作成されていることが確認でき、申立人はこの納付書により保険料を納付したものとするのが自然である。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、昭和49年10月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、同年同月に国民年金に任意加入後、59年6月まで付加保険料も納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1889

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月及び同年3月

昭和37年10月ごろに勤務先の社長に勧められ区役所で国民年金加入の手続を行った。

昭和44年1月に結婚して以降は、妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、妻は国民年金保険料が納付済みになっているのに私だけ未納とされていることに納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について自宅に来る集金人に国民年金保険料を申立人の妻が納付していたとしているところ、申立人が当時居住していた市では、申立期間当時、集金人による保険料の収納が行われており、申立内容と一致する。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の特殊台帳では、申立期間の国民年金保険料は、当初、納付済みであったものが、未納と訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月及び同年 3 月

私は、国民年金に加入し、自分で収入を得るようになってからは、保険料をずっと納付していた。昭和 42 年に結婚してからは、私の妻が私と妻の二人分の保険料を納付していた。申立期間については、私の妻が集金人に二人分の保険料を納付し領収書を受け取っていたと妻から聞いている。もし何らかの事情で一時期未納にしても、督促があればすぐに納付するはずだ。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付し領収書を受け取っていたとしているところ、申立人が居住していた市では、申立期間当時、その主張どおり集金人が保険料を収納し領収書を発行していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 2 か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の仕事に変更は無いなど特段生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻は、未納期間についての行政からの納付勧奨によって国民年金保険料を納付した記憶があるとしていることから、仮に、集金人に申立期間の保険料を納付しなかった場合にも、過年度保険料として納付書が送られ、それにしたがって申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立人の特殊台帳では、申立期間の国民年金保険料は、当初、納

付済みであったものが、未納と訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある上、申立人は、自ら国民年金保険料を納付するようになってからは、申立期間を除き保険料をすべて納付しているとともに、確認できる範囲では、保険料をすべて納付期限内に納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1891

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月

私は、昭和 43 年度分の国民年金保険料を前納したが、昭和 44 年 3 月に資格喪失していることがわかった。

私は、昭和 44 年 4 月に、自分で資格喪失を申し出たが、既に保険料が納付済みである同年 3 月に資格喪失を申し出るはずはなく、未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年度分の国民年金保険料を前納し、昭和 44 年 4 月に国民年金任意加入被保険者の資格喪失手続を行ったと主張しているところ、申立期間の国民年金保険料は 43 年 4 月に前納されていることが、申立人の所持する国民年金手帳から確認できる。

また、社会保険庁が管理する国民年金被保険者台帳には申立期間に係る国民年金の保険料を還付した記録は無く、申立人が年金記録確認第三者委員会への申立てをした後の平成 20 年 3 月に当該申立期間に係る還付決議が行われていることから、当時、保険料が還付された状況はうかがえず、申立期間内に資格喪失手続が行われたものとは考え難く、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、保険料を前納した申立人が納付済期間の最後の月の昭和 44 年 3 月に被保険者資格の喪失手続を行い、1 か月分の保険料還付を請求することは不自然であり、納付済期間が経過した同年 4 月に喪失手続を行ったものと考えの方が合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1892

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで

将来のためと思い、昭和 45 年 3 月に国民年金の任意加入手続をして、国民年金保険料は集金人に毎月納付していた。昭和 48 年からは付加保険料も掛けはじめた。保険料を納付しなかったということはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 3 月に国民年金に任意加入し、その後は、付加年金にも加入しており、第 3 号被保険者と第 1 号被保険者との切替手続も適切に行っていることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の期間を通じて、申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変化は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間は 8 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 3 月ごろ夫に勧められて国民年金に加入した。国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は夫が行った。

年金の手続を 63 歳の時に行ったが、その際、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納であることを知らされた。

未納とされている当時の国民年金保険料は、夫の勤務する金融機関から納付していたので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化が認められないことから、途中の申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は国民年金へ任意加入しており、申立人の所持している領収書から国民年金保険料を前納していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲が高いことが認められる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から同年11月まで

私は、昭和48年7月に10年間勤続した会社を退職し、社宅を出て実家に住むことになったが、父親から強く勧められたこともあり、夫婦で国民年金に加入した。加入手続は私が市役所で行い、国民年金保険料は妻が市役所まで持参していたようである。当時、求職中であり、国民年金の加入は短期間と考えていたので、毎月保険料を納付するようにはしてもらっていたようである。国民年金には、保険料を納付するために加入したのだから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が毎月市役所で保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は同年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間後の厚生年金保険加入の際にも、国民年金の資格喪失手続を適切に行っている。

また、申立人の主張どおり、国民年金保険料の納付は希望があれば1か月ごとの納付も可能であったことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和51年11月に任意加入した以降の保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から同年11月まで

私は、昭和48年7月に夫が会社を突然退職したため、社宅を出て夫の実家に住むことになったが、夫の父親から強く勧められたこともあり、夫婦で国民年金に加入した。加入手続は夫が市役所で行い、国民年金保険料の納付は私が市役所まで持参していた。夫は求職中であり、国民年金の加入は短期間と考えていたので、毎月保険料を納付するようにしていた。国民年金には保険料を納付するために加入したのだから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和48年7月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立人が毎月市役所で保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は同年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間後の厚生年金保険加入の際にも、国民年金の資格喪失手続を適切に行っている。

また、申立人の主張どおり、国民年金保険料の納付は希望があれば1か月ごとの納付も可能であったことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和51年11月に任意加入した以降の保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金制度発足時の昭和36年3月ごろ、母親が市役所に行き、姉二人と私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。以後の保険料は自宅に来た集金人へ母親が姉、弟の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。姉、弟の国民年金保険料は納付されており、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は実家におり、国民年金保険料については申立人の母親が納めていたと主張しており、同じように母親が納付していたとする申立人の家族については申立期間を含め保険料はすべて納付済み又は免除となっており、未納期間は無い。

また、国民年金保険料の納付を行っていたとされるに申立人の母親は既に他界しており、当時の具体的な状況は不明であるが、申立人の姉は母親の不在時には母親に代わって申立人及び家族の保険料と一緒に納付していたと証言しており、申立人のみ保険料が未納とされるのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は家族の番号と連番で昭和36年3月に払い出されていることが確認でき、申立人の母親は、申立人及びその姉弟の国民年金保険料を納付する意思はあったものと考えられ、国民年金の制度発足時から加入していることから年金に関する意識は高かったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1897

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 42 年に区役所から国民年金手帳と昭和 41 年度分の納付書が届いたので、その納付書で妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が未納とされている期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間である。

申立人は、区役所から国民年金手帳と昭和 41 年度分の納付書が届いたので、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付したと主張しているところ、その妻は、申立期間当時の保険料の納付状況を具体的に記憶しているとともに、納付したとする保険料月額も当時の金額とほぼ一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金に加入した当時、区役所から国民年金手帳と共に申立期間に係る過年度分の国民年金保険料の納付書が送付されていたことが確認できるとともに、その過年度保険料額は、加入直後に納付済みとなっている保険料額より安価であることから、過年度納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みとなっていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1898

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月まで

私は、妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を区役所や銀行で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所などに変更はなく、特段の生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は、12 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間の一部は、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻も、納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1899

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

申立期間は国民年金に任意加入した年なので保険料は納付していたはずだ。昭和 43 年に転居した際に年金手帳は無くしたので、申立期間当時の領収書は無いが、転居後、納付した領収書は年金手帳と一緒に持っている。納付書が送付されたら必ず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間直前の昭和 41 年 3 月に任意加入しているにもかかわらず、加入当初の申立期間の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、申立人は、送付された納付書の保険料は必ず納付していたと主張していることから申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人が納付していたとしている国民年金保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1900

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月から 50 年 12 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月まで

昭和 44 年 6 月に夫が、会社を退職後夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金加入後は、納付金額や納付時期については定かではないが、夫が夫婦二人分の保険料を納付書で金融機関にて納付していたのにもかかわらず、保険料が未納となっていることに納得がいかない。

また、昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月までの期間については、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることにも納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人夫婦の同時期に係る特殊台帳の記録はともに未納となっていたが、申立人の夫については、平成 9 年 12 月に保険料納付の領収書があったことから記録訂正が行われており、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続後、当時納付することが可能であった過年度の国民年金保険料をさかのぼって納付していることが記録上確認できることから、申立期間②の保険料についても納付されていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 18 か月と比較的短期間であり、記録上、納付日が確認できる昭和 53 年 12 月以降の保険料の納付は、夫婦同日に行われており、申立期間についても夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものと推認

できることから、申立人の夫のみ保険料が納付されていたとは考え難い。

- 2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の夫は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料は納付書で納付していたと主張しているが、申立期間当時居住していた市では納付書の発行は昭和54年4月以降に行われていたことが確認できることから、申立人の主張と一致せず、記録上、申立人が加入手続を行ったとみられる同年10月以降の記憶と考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1901

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 42 年に区役所から国民年金手帳と昭和 41 年度分の納付書が届いたので、その納付書で私が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が未納とされている期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間である。

申立人は、区役所から国民年金手帳と昭和 41 年度分の納付書が届いたので、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況を具体的に記憶しているとともに、納付したとする保険料月額も当時の金額とほぼ一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金に加入した当時、区役所から国民年金手帳と共に申立期間に係る過年度分の国民年金保険料の納付書が送付されていたことが確認できるとともに、その過年度保険料額は、加入直後に納付済みとなっている保険料額より安価であることから、過年度納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みとなっていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1902

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年5月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 6 月まで  
② 昭和 59 年 8 月  
③ 平成 4 年 9 月から 6 年 9 月まで  
④ 平成 7 年 5 月から同年 6 月まで

私は、夫が区役所で国民年金の加入手続をしてくれ、受給資格に足りないからと言われ、私が銀行又は郵便局でさかのぼって毎月納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間④については、2か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間当時、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

#### 2 一方、申立期間①、②及び③については、申立人は、銀行又は郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間③の大半についても時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は現在所持している国民年金手帳以外に別の国民年金手帳を所持していたことは無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをう

かがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続をしたとする申立人の夫は、国民年金の加入手続についての記憶が明確ではないため、加入状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年5月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1903

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から同年6月まで

申立期間は国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に3か月ごとに納付していた。集金日はあらかじめ決まっており、保険料の納め忘れはないはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は集金人に3か月ごとに納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区においては、申立期間当時集金人による保険料の収納が行われていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住居や申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立期間の前後は任意加入しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1904

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年12月まで

昭和37年に、父親から年を取ってからゆとりのある生活を送るためのものだと勧められ、同居していた妹と一緒に父親に国民年金の加入手続きをしてもらった。申立期間当時、私は履物店で働いていたので、父親に国民年金保険料を渡し、父親が集金人に妹の保険料も合わせて納付していた。申立期間については、妹は納付とされており、私も結婚する前月までの保険料を間違いなく納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、38年1月までの国民年金保険料をその父親が納付したと主張しているところ、申立人と申立人の妹の国民年金手帳記号番号が同時期の37年12月に払い出されたことが確認できる上、申立人とその妹の国民年金保険料の納付日が当初は同一日であることが確認できることから、申立期間は、その妹の保険料が納付済みとなっているので、申立人の保険料もその父親が納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳の申立人の生年月日が誤って記載されていることが確認できる上、国民年金被保険者名簿の申立人の氏名は結婚前の姓から結婚後の姓に変更されているが、国民年金被保険者台帳では結婚後の姓から作成されており、資格喪失日については、国民年金被保険者名簿と国民年金被保険者台帳との記載が異なっているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1905

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から52年1月まで

私は、昭和51年12月に国民年金に任意加入した。加入手続の状況や国民年金保険料の納付は憶えていないが、私の国民年金の納付記録は、任意加入した当初の2か月分の保険料が未納とされていた。

自宅で古い資料を整理したところ、未納とされている期間について、区役所から送付された「国民年金保険料過誤納金充当通知書」が見つかった。

これは、明らかに申立期間の国民年金保険料の納付事実に係るものであると思うので、私の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「国民年金保険料過誤納金充当通知書」は、昭和52年5月に市が発行したものと認められ、同通知書には、51年12月分の国民年金保険料が過誤納となったため、この保険料を52年1月分に振替（充当）した旨が記載されていることから、51年12月分については、一旦保険料が納付されていたと認められる。

また、上記のとおり、申立人の昭和51年12月分の国民年金保険料が過誤納となったため、この保険料を52年1月分に振替（充当）した旨が同通知書に記載されているが、社会保険庁の記録上、申立人の52年1月分の保険料は未納とされており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間は任意加入直後で2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している上、60歳後の平成9年2月から13年12月まで任意加入するなど、保険料の

納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1906

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 50 年ごろに市の職員の勧めで国民年金に加入し、納付時期の記憶がないが、過去の国民年金保険料の未納分として 7 万円程度をまとめて納付し、その後、特例納付の通知を受けたので区役所に行き、特例納付の手続を行い、その際に対応した職員から「これをまとめて納付すれば、年金を満額受け取れますよ」と言われたことも記憶しており、過去の未納分すべてを納付するため、納付書で数十万円単位の金額を社会保険事務所に納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は過去の国民年金保険料の未納分として 7 万円程度をまとめて納付し、その後、特例納付の通知を受けたので区役所に行き、特例納付の手続を行い、社会保険事務所に数十万円の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳では昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料は過年度の納付記録となっている上、過年度納付書が昭和 50 年度、51 年度及び 52 年度において発行された記載があり、保険料を数回に分けて納付したことが確認でき、昭和 55 年 6 月に 36 年 4 月から 38 年 7 月までの期間及び 42 年 9 月から 44 年 4 月までの期間の保険料を特例納付していることから、未納分すべてを納付したとする申立内容は具体的であり信憑性は高いものと認められる。

また、申立人が保険料の過年度納付を行った後、48 か月間の保険料を特例納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとするの

は不自然である。

さらに、申立人は平成6年4月から65歳になる10年12月までは高齢任意加入するなど長期間に渡って任意加入しており、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 8 月にサラリーマンの妻でも任意加入しておく方が良いという父親の勧めもあって国民年金に加入し、付加保険料も納めていた。その後、昭和 52 年 3 月からは、夫の海外赴任に伴い外国に居住することになり国民年金に入り続けることはできなくなったが、57 年 7 月に帰国後、再度、国民年金に任意加入し市役所にあった銀行の出張所で国民年金保険料の納付を続けてきた。任意加入をしているにもかかわらず保険料の納付をやめるわけがなく、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から同年 12 月までの期間については、申立人の夫が所持する地方税徴収税額通知書における昭和 58 年の社会保険料支払額を個別に計算すると、申立人の国民年金保険料が申告されていたと推認でき、申立人は国民年金保険料を納付していたと考えられる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を市役所内の銀行の出張所で納付していたとしているところ、申立期間当時、市役所内にあった同銀行の出張所では、国民年金保険料を収納していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人の夫が所持する地方税徴収税額通知書において、同様に社会保険料支払額を個別に計算しても、申立人の国民年金保険料が申告されて

いたとは推認できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額や納付方法の記憶が定かでなく、申立人の夫からも、保険料の納付に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が、申立期間のうち昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1908

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 44 年 3 月まで

私の妻は、申立期間当時、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について、妻の保険料が納付済みで、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、当初、申立期間直後の昭和 44 年度の保険料が未納とされていたが、申立人が居住する市が保管している国民年金被保険者名簿の保険料検認記録欄において、同期間の保険料が納付済みとなっていたことから、その後、同期間が未納から納付済みに記録訂正されたことや、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の氏名が誤って記載されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、保険料を前納している期間があるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1909

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年1月までの期間及び同年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年1月まで  
② 昭和37年4月から38年3月まで

私は、亡くなった母親から、「就職するまでの期間は、国民年金保険料をすべて納付した。」と聞いていた。申立期間①及び②当時、父親は勤務先の会社の役員であったことから経済的に問題は無く、保険料の納付が困難であったということは無い上、申立期間①及び②の前後の保険料は納付済みとされており、母親が申立期間①及び②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は共に納付済みとされており、いずれもその前後を通じて、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親の住所及び申立人の父親の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人の記録が、申立人の氏名及び生年月日と類似する者の記録と誤って入力されていた可能性があり、その後、複数回に渡り記録が訂正されている上、当初、申立期間①及び申立期間②の間に挟まれた昭和37年2月及び同年3月が未納とされていたが、申立人が居住する区が保管している国民年金被保険者名簿の保険料検認記録欄では納付済みとされていたことにより、その後、同期間の保険料が納付済みに訂正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていな

かった可能性がある。

さらに、申立期間①は8か月、申立期間②は12か月と共に短期間である。

その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1910

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月及び47年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から同年11月まで  
② 昭和39年1月から41年3月まで  
③ 昭和42年3月  
④ 昭和47年7月から同年9月まで

私は、昭和38年から41年までは、実家で母親と同居していた。申立期間①及び②について、私の母親は、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、私は、昭和41年又は42年ごろ、区役所で転居の手続を行った際に国民健康保険及び国民年金の手続も併せて行った。申立期間③及び④当時、私は、区役所又は銀行で2か月又は3か月ごとに納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間③及び④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人の特殊台帳によると、申立期間③前後の国民年金保険料が、同年度内にいずれも過年度納付されていたことが確認できるが、直前の期間については、昭和41年4月から42年2月までの11か月分の納付と不自然なものとなっており、申立期間③の1か月分の保険料のみを除いて過年度納付したとは考え難く、申立期間③の保険料を含めて1年分の保険料を過年度納付したとするのが自然である。

また、申立期間④についても3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は共に現年度納付により納付済みとされていることや、申立人

は、国民年金の加入手続以降の期間について、申立期間④を除き保険料を完納していることを考え併せれば、申立人が申立期間④の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人は、申立期間①及び②について、申立人の母親が、昭和 38 年から 41 年ごろ、集金人に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 43 年 3 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①及び申立期間②の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の母親が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も既に他界しているため、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月及び 47 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1911

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月まで

私が結婚して上京した後の昭和 39 年 2 月に、父親が、私の昭和 38 年度の国民年金保険料を納付し、荷物の中に私の年金手帳を入れて送付して来た。

私は出産を昭和 39 年 10 月に控えていたため、体の安定した時期を見計らって、区役所の出張所に行って、父親が納付した後の国民年金保険料の 1 年間分を納付した。上京後、役所に行くのは初めてであったため、夫と共に行った。

年金手帳には領収の押印は無いが、私の納付記録は、昭和 39 年度については、4 月分のみ納付されたことになっていて、年金手帳の内容と一致していない。申立期間の保険料の納付を認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「出産を昭和 39 年 10 月に控えていたため、体の安定した時期を見計らって、区役所の出張所に行って、父親が納付した後の国民年金保険料の 1 年間分を納付した。上京後、役所に行くのは初めてであったため、夫と共に行った。」と述べているところ、申立人の夫も、「身重であった妻と共に、保険料の納付をするため区役所の出張所に行った記憶がある。」としており、申立人が申立期間について納付したと主張する保険料額も、当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は、前述のとおり、申立人の父親が納付した後の昭和 39 年度の 1 年分の保険料を区役所の出張所で納付したとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳の 39 年度の欄には、国民年金保険料の領収印は押印さ

れていないが、申立人の納付記録では 39 年度のうち 4 月の 1 か月分のみ保険料が納付済みとされており、不自然な記録となっている。

さらに、申立期間は、11 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 49 年度から 55 年度までは、保険料を前納しているなど、納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1912

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和9年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和41年9月から同年12月まで

昭和41年9月ごろ、老後の生活の安定のために、夫が私の国民年金の加入手続を市役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、加入手続を行った数か月後に、私が市役所で納付した。納付した保険料は、合計300円ぐらいで、納付した時、国民年金手帳に検認印が数回押された。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所で納付した際、国民年金手帳に検認印が数回押されたとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、市役所窓口で保険料を納付した際、国民年金手帳に印紙を貼付して検認印を押印していたことが確認でき、申立内容と一致する。

また、申立期間は4か月と短期間であり、申立人が納付したと記憶している金額は、当時の保険料月額合計額と大きな相違はない。

さらに、申立人は、昭和41年9月に任意加入していることが確認でき、加入手続を行いながら、その直後の期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1913

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

以前は、毎月、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたが、頻繁に区役所に出向くのは大変だったので、その後、1 年分の保険料を一括して納付するようになった。申立期間についても、保険料を前納していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、国民年金の任意加入手続を行い、当初、毎月、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたものの、頻繁に区役所に出向くのは大変だったことから、保険料の納付周期を 1 年に変更してもらったことなど、申立期間当時の保険料の納付状況を鮮明に記憶しているとともに、申立人の納付記録でも、国民年金に任意加入後、途中の昭和 46 年度から申立人が第 3 号被保険者となるまでの間、申立期間を除き保険料を前納しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、それ以降の期間について、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川厚生年金 事案 774

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年3月18日から22年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を21年3月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を250円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月25日から22年1月1日まで  
社会保険庁の記録では、私の船員保険被保険者の資格取得年月日が昭和22年1月1日からとなっている。実際は、B校を卒業後すぐにA社に入社しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。  
なお、乗船していない期間についても予備船員であった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する船員手帳には、昭和21年3月18日から同年5月22日までの乗船期間、及び同年12月21日から22年1月15日までの乗船期間と、21年5月23日から同年12月20日までが予備船員期間であったとの記載がある。

また、申立人は、A社に就職した際に、A社から申立人にあてた「配属先を通知するはがき」を所有している。

さらに、申立人が「ほぼ同時期に入社した」と主張する同僚は、昭和22年1月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和21年3月18日から22年1月1日までの期間、継続してA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和21年3月から同年12月の標準報酬月額については、申立人の船員

手帳から、250円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、昭和20年12月25日から21年3月18日までは、乗船期間及び予備船員期間として確認できる資料が無く、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和44年1月4日から同年7月16日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和44年1月4日に、資格喪失日に係る記録を同年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から43年6月まで  
② 昭和43年7月から44年7月まで

厚生年金保険の期間照会をしたところ、A社に勤務した申立期間①（昭和41年5月から43年6月まで）、及びB社に勤務した申立期間②（昭和43年7月から44年7月まで）について記録が無いことが分かった。申立期間中に、健康保険証を使って病院にかかったこともあり、厚生年金保険も掛けていたことは間違い無いので当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和44年1月4日から同年7月16日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

また、B社においては、雇用保険に加入させる場合には、厚生年金保険にも加入させるという取扱いであったことが、当時、同社に在籍していた同僚の記録からもうかがえる。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険庁の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和43年7月から44年1月4日までの期間については、同僚の証言から申立人がB社に勤務していたことはいくつかあるが、当該事業所における社会保険事務を行っていた者は「試用期間を設けていることもあったと思う」と述べており、このほかに申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し、当時同じ業務を行っていた同僚の標準報酬月額から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「保険料を納付していない」と回答しており、また、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年1月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間当時在籍していた複数の同僚に照会を行ったところ、在職期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していない旨の回答をした者も存在することから、A社は、必ずしも社員について在職期間すべてを厚生年金保険に加入させていたわけではない状況がみられる。

さらに、厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、雇用保険の被保険者記録があり、A社は厚生年金保険と雇用保険を一体的に加入していたことがうかがえるところ、申立人については、申立期間の雇用保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年3月5日から20年10月1日までの期間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製鉄所における資格取得日に係る記録を昭和19年3月5日に、資格喪失日に係る記録を20年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、A社B製鉄所の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月から20年10月まで

社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない。

当時A社B製鉄所に入社試験を受けて採用され、C工場で終戦まで働き、最後は班長をしていた。申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B製鉄所が保管している社員台帳に基づく在籍証明書及び事業所の「本工員は社会保険に加入していた」という回答により、申立期間のうち、昭和19年3月5日から20年10月1日までの期間、申立人が申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和19年3月5日から20年10月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主から提出された申立人の社員台帳に日給が1.00円から1.22円と記入されていることから、月25日勤務として換算し、標準報酬月額を30円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和19年3月5日から20年10月1日までの期間、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業

主は納付したとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年3月から20年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和18年5月から19年3月5日までの間については、A社B製鉄所が保管している社員台帳に申立人が勤務していた旨の記載が無く、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は保険料控除を証明する給与明細書等を保持しておらず、事業所にも保存されていない。

さらに、申立人が挙げた上司及び同僚の連絡先が確認できないことから、厚生年金保険料控除に関する証言は得られない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 777

### 第1 委員会の結論

申立人が主張する標準報酬月額（59万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給料から控除され、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 10 年 10 月 31 日まで

平成 15 年 6 月に社会保険事務所で年金額の試算をしたところ、平成 8 年 5 月以降の標準報酬月額が相違していると気付いたが「記録に間違いはありません」と言われたのでそのままにしていました。

ところが、最近になって平成 5 年以降の源泉徴収票や平成 9 年の 7 月分及び 8 月分の給料明細書が見付かり、再度確認したところ、やはり標準報酬月額が少ないと確信したので、平成 8 年 5 月分から平成 10 年 10 月分までの標準報酬月額の訂正を申し立てたい。

### 第3 委員会の判断の理由

確定申告書、源泉徴収票、給料明細書から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人について、平成 10 年 5 月 1 日に、8 年 5 月から 10 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額が 59 万円から 30 万円に減額処理された後、当該事業所の全喪年月日（平成 10 年 11 月 1 日）後の同年 11 月 24 日に、上記において減額処理された期間を含む 8 年 11 月から 10 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額が 30 万円から 9 万 8,000 円に減額処理されている。

また、社会保険事務所の記録から、申立人のほか 3 名の被保険者に対しても申立人と同様の処理をされていることが確認でき、係る手続について社会保険事務

局に照会したところ、「資料等の確認が困難なことから、当該手続の経緯等は不明である」旨の回答であったことから、社会保険事務所において、係る減額処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は申立人が主張する 59 万円とすることが必要と認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 778

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社B営業所（現在は、C社。）に係る資格喪失日を昭和29年2月28日から同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したかどうかについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から27年11月1日まで  
② 昭和29年2月28日から同年4月1日まで

昭和24年8月から25年10月まではD社に勤務し、同年同月からはA社に勤務しその後に何度も名称は変更したが、継続して勤務したはずである。この間において、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人が保管している人事発令記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社内で別の営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している被保険者名簿の昭和29年2月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したかどうかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は「昭和24年8月から25年10月まではD社、同年10月から27年11月1日まではA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた」と述べているが、現在、D社の人事・給与を管理しているE社によると、「D社は28年6月に設立された」との回答がある。

また、A社B営業所の新規適用は昭和27年11月1日からであることから、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 779

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和40年7月1日に、資格喪失日を42年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から42年7月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらった。

しかし、A社から申立期間に係る在籍証明書を発行してもらっており、また、昭和40年7月分の給与明細書からは健康保険料、厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及び同社の元役員B氏が提出した在職証明書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間の最初の月である昭和40年7月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、さらに、元役員B氏は、上記在籍証明書の中で、申立人が申立期間に正社員として厚生年金保険に加入していたと述べている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和40年7月分の給与明細

書から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のみ保険料を納付しない事情も無いとの理由等から、「納付した」と主張するが、この理由からは、事業主による保険料納付を確認することができない。

また、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられず、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月から42年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1914

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年3月までの期間、同年6月及び9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月から8年3月まで  
② 平成8年6月  
③ 平成9年3月

私は、商社を退職した後は転職を繰り返したが、60歳までは年金を継続するべきであると考えていたので、次の就職先が決まるまでは国民年金で継続するため、その都度、合計3回、私が区役所で国民年金の加入手続きをし、保険料の納付も私が納付書により銀行で納付した。妻の分と二人分納付したが、妻の保険料は3回すべて納付済みであるのに私の保険料が3回とも未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の都度合計3回、区役所で国民年金の加入手続きをし、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻の分と一緒に納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には国民年金の加入記録が一切無く3度も手続きをしたにもかかわらず、申立人の所持する年金手帳に一度も国民年金加入に関する記録がされなかったとは考え難く、申立期間はいずれも未加入期間であることから保険料を納付することはできない期間である。

また、社会保険庁の年金記録にも国民年金の加入歴は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立期間当時、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1915

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年8月まで

はっきりとした時期は覚えていないが、昭和43年ごろ、郵便局職員に定額預金もいいが、国民年金を掛けておくのも老後のためになると勧められ、市役所で国民年金加入手続をし、その際、20歳までさかのぼって納付していなかった保険料を納付した。その後は、定期的に保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろ、郵便局職員に国民年金への加入を勧められたのを契機に、市役所で国民年金に加入し、その際、20歳までさかのぼって保険料を納付し、その後は定期的に納付していたと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が20歳の時点では、国民年金制度は発足していないことから、その期間9年間の保険料は納付することはできず、申立内容は不合理である。

また、申立人が国民年金に加入手続をしたとする昭和43年時点は、特例納付の実施時期ではなく、申立人は30年7月の結婚後、被用者年金の配偶者となっており、任意加入対象者であったことから、さかのぼって保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、過年度保険料についても市の窓口では受け付けていなかったことから、保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人は、受け取った年金手帳は現在所持する年金手帳一冊のみ

としているが、当該手帳の国民年金の記録欄には、「昭和 50 年 9 月 8 日、任意加入」との記載があり、申立期間は未加入期間であることから、保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1916

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から51年6月まで  
国民年金への加入勸奨の葉書を受け取り、昭和50年ごろ、区の出張所で妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

同出張所であったと思うが、未納期間について、今ならさかのぼって国民年金保険料を納付できると妻が言われ、私の保険料として毎月5万円ほどを、妻の保険料として毎月3万円ほどを、妻が納付していたので、私と妻の保険料に未納はないと思っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろに申立人の妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の妻は、53年7月ごろに申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったことが推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和53年7月ごろ当時、申立人の年齢からするとその後の被保険者期間のすべての国民年金保険料を納付したとしても受給資格を得ることはできず、ほかに5年分余りの保険料を特例納付等により納付する必要があったと考えられるところ、申立人は、加入手続を行ったと推認される同年7月ごろの時点で過年度納付等が可能であった51年7月からの2年分の保険料をさかのぼって納付したことが推認されるとともに、36年4月から申立期間直前の40年3月までの4年分の保険料を特例納付していることが確認でき、申立人

は、受給資格期間を満たすため納付記録どおりの保険料を納付したと考えるのが合理的であり、その妻も申立期間のほとんどが未納とされている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付額、納付回数についての記憶が明確でなく、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1917

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から51年6月まで  
国民年金への加入勸奨の葉書を受け取り、昭和50年ごろ、区の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

同出張所であったと思うが、未納期間について、今ならさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、私の保険料として毎月3万円ほどを、夫の保険料として毎月5万円ほどを納付していたので、私と夫の保険料に未納はないと思っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろに夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は、53年7月ごろに申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったことが推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和53年7月ごろ当時、申立人の年齢からするとその後の被保険者期間のすべての国民年金保険料を納付すれば受給資格を得ることはできたはずであるところ、申立人は、加入手続を行ったと推認される同年7月ごろの時点で、過年度納付等が可能であった51年7月からの保険料をさかのぼって納付したことが推認されるとともに、39年5月から申立期間直前の40年4月までの保険料を特例納付していたことは確認できるものの、さらに申立期間の保険料まで納付したことを動機付ける積極的事情は見当たらず、申立人の夫も申立期間は未納とされている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付額、納付回数についての記憶が明確でなく、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1918

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年3月まで

私の国民年金加入手続は、私が20歳の時に母親が行ったはずであり、その後の国民年金保険料も、私が結婚するまで母親が母親の保険料と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人の母親が行っていたはずであると主張しているが、申立人は国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親も既に亡くなっていることから加入状況及び納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の記載により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年9月以降に職権適用により払い出されたことが確認でき、その時点で申立期間の過半は時効により保険料の納付はできない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1919

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和35年10月に国民年金の加入資格を取得したが、その加入手続は市の担当者が自宅に訪れてきた時に行い、年金手帳も市の担当者が自宅まで持参してきた。国民年金保険料の納付は、当時夫婦で豆腐店を営んでおり、集金人に3か月ごとに夫婦二人分を納付しており、不在等によって保険料を納付できなかったことは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していた市では申立期間当時には集金人制度は実施されておらず、昭和38年度から開始されたことが確認できるため、申立内容とは相違している。

また、申立人に集金人以外の納付方法による納付の記憶はなく、申立人が所持する昭和36年4月発行の国民年金手帳においても申立期間の保険料が納付された形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1920

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和35年10月に国民年金の加入資格を取得したが、その加入手続は市の担当者が自宅を訪れてきた時に行い、年金手帳も市の担当者が自宅まで持参してきた。国民年金保険料の納付は、当時夫婦で豆腐店を営んでおり、集金人に3か月ごとに夫婦二人分を納付しており、不在等によって保険料を納付できなかったことは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していた市では申立期間当時には集金人制度は実施されておらず、昭和38年度から開始されたことが確認できるため、申立内容とは相違している。

また、申立人に集金人以外の納付方法による納付の記憶はなく、申立人が所持する昭和36年4月発行の国民年金手帳においても申立期間の保険料が納付された形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1921

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年12月までの期間及び46年4月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から43年12月まで  
② 昭和46年4月から47年12月まで

私は、子供が3歳の昭和41年ごろ、近隣の知人宅へ行った際に、国民年金保険料の集金人から国民年金への加入を勧められ、加入した。保険料は、自宅に来た集金人に納付していた。

その後、昭和46年4月からパートタイマーとして会社で働くようになったが、厚生年金保険に加入したのは48年5月からであったので、それまでは国民年金保険料を納付書を使って郵便局か金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、子供が3歳の昭和41年ごろ、近隣の知人宅へ行った際に、国民年金保険料の集金人から国民年金への加入を勧められ、加入したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人の国民年金加入手続は、昭和48年3月に行われたと推測でき、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付したとすれば、国民年金の加入手続時期からみてさかのぼって納付したことになるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続について明確な記憶が無く、申立人の元夫も申立期間①及び②について、保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1922

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から46年4月まで

私は、昭和36年5月に会社を退職してから半年ほどして、区役所職員が自宅にやってきて国民年金の加入を勧められたことを契機に加入した。加入手続後は、自宅に毎月納付書が届くようになったので、自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年5月に会社を退職してから半年ほどして国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年5月1日に国民年金に任意加入していることから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、加入手続後は自宅に毎月納付書が届くようになったと主張しているが、申立人が居住していた区では、申立期間当時、各家庭に納付書を送付していなかったことが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1923

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月及び45年12月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月  
② 昭和45年12月から50年12月まで

私は、昭和44年6月に会社を退職後、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金加入後は、納付金額や納付時期については定かではないが、私が夫婦二人分の保険料を納付書で金融機関にて納付していたのにもかかわらず、保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月に会社を退職後、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、同月中に再就職をし、厚生年金保険被保険者資格を得て厚生年金保険料を納付しており、制度上同時に二つの年金制度の被保険者資格を得ることはできないことから、申立期間①は、国民年金被保険者資格は無く、記録において国民年金保険料は未納とされているものの、国民年金保険料を納付する必要がない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年10月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料は納付書で納付していたと主張しているが、申立期間当時居住していた市では納付書の発行は昭和54年4月以降に行われていたことが確認できることから、申立人の主張と一致せず、記録上、申立人が加入手続を行ったとみられる同年10月以降の記憶と考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1924

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年2月まで

私は、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間が未加入との回答をもらった。申立期間当時、私の妻が区役所で国民年金の加入手続を行っているはずであり、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずだと主張しているが、申立人に申立期間に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1925

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの期間及び46年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年9月まで  
② 昭和46年7月から同年11月まで

申立期間①については、勤務先の飲食店の店主が、集金人にその店主自身の国民年金保険料と一緒に私と私の妻の保険料も併せて納付していた。また、申立期間②については、その飲食店の店主が、金融機関で納付書により私と私の妻の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の飲食店の店主が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その店主が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその店主も既に他界しているため、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、勤務先の飲食店の店主が、その店主自身の国民年金保険料と一緒に申立人夫婦の保険料も併せて納付していたと述べているが、その店主の申立期間①の保険料が未納とされている上、申立人の妻も申立期間①及び②の保険料が未納とされている。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする飲食店の店

主の申立期間②の保険料は納付済みとされているが、申立人夫婦の納付記録によると、申立期間②直前の昭和46年4月から同年6月までの期間の保険料について、申立人が転居し、飲食店を退職した翌年の47年10月に過年度納付していたことが確認できることから、その店主は、申立人が飲食店に勤務していた時期に申立期間②の保険料を納付していたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1926

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年10月まで

私は、国民年金制度が創設されたころと思うが、近所に住む私の友人と相談して、友人と同じ時期に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、定期的に集金人が家に来たので手元にあったお金で納付したが金額は憶えていない。今回、社会保険事務所より送られてきた「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」で基礎年金番号とは別の番号があることが分かったが、保険料の納付記録は無いとのことであった。私は、国民年金保険料をすべて納めてきたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が創設されたころと思うが、友人と同じ時期に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その友人の国民年金の加入時期は、国民年金制度創設時から約14年後の昭和49年12月であることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の友人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期とほぼ同じ時期の昭和49年11月に払い出され、申立人は同月から国民年金に任意加入していることが確認でき、それ以前の申立期間は未加入期間であることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、昭和49年11月に払い出された前記の国民年金手帳記号番号（基礎年金番号）とは別に、申立人に対し、36年2月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、この36年2月に払い出された国民年金手帳記号番号は、49年11月に払い出された国民年金手帳記号

番号に整理統合されていることが確認できるとともに、申立人が36年2月に払い出された国民年金手帳記号番号により国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立期間に申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 780

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 6 日から 48 年 8 月 6 日まで

社会保険庁の記録では申立期間の船員保険の加入記録が無いとの回答であったが、昭和 45 年 10 月 1 日に A 社に入社以来、2 度転職をするも現在に至るまで失業期間は全く無い。申立期間については、A 社から C 国籍の船に乗るため、この船の管理会社に出向しており、管理会社により給料から保険料を控除されていた。この管理会社が保険料を納めていなかったことも考えられるので、欠落している申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A 社（現在は、B 社。）保有の人事記録により、申立人が A 社に在籍し、出向勤務していたことは確認できる。

また、船員手帳の写しにより、申立人が申立期間中は C 国籍の船に乗っていたことが確認できる。

当時の社会保険の取扱いについて B 社に問い合わせたところ、「外国籍船に乗る際は船員保険の対象とならないため、個人の社会保険料を給与に上乗せして支給し、本人に対して国民年金に加入するように説明した」との回答があった。

さらに、申立人と同時期に同一船主の船に乗っていた同僚 2 人の船員保険被保険者期間について、社会保険庁の記録を確認し、聴き取り調査を行ったところ、1 人は国民年金の加入歴があり、もう 1 人は申立人同様に未加入であった。

一方、所管官庁に問い合わせたところ、外国籍船の船員手帳を所持している者は、船員法第 1 条に規定する船員にはなり得ないとの回答を得た。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 781

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年ごろから25年ごろまでのうち3年間  
② 昭和25年ごろから27年ごろまでのうち3年間

私は、申立期間①（昭和21年ごろから25年ごろまでのうち3年間）については、海の近くのA社の作業場でドラム缶の移動、トラックへの積み卸しの作業をしていた。

また、申立期間②（昭和25年ごろから27年ごろまでのうち3年間）については、D社の社員の紹介で入社した同社のE工場で洗濯機の梱包や清掃等の作業をしていた。

申立期間①及び②について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①において、申立人が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除についての記憶も明確ではない。

また、勤務していたとするA社は、昭和16年6月1日にB社に吸収合併され、申立期間当時A社の作業場は既にB社の製油所となっており、B社の製油所の元社員は、申立人が従事していた作業について、「下請のC社が行っていた」と証言していることから判断すると、申立人はC社に勤務していたことが推認できる。

さらに、C社における申立人の在籍記録を照会したところ、同社が保管している当時の健康保険厚生年金保険加入者名簿には申立人の名前は見当たらなかったと回答があった。

加えて、申立人は入社の際、試験や面接はなかったと述べているが、C社の元社員は「正社員の入社には、全員面接があった」と証言していることから判断すると、申立人は正社員としてではなく他の雇用形態で勤務していたものと考えられる。

また、申立人が挙げた唯一の同僚は、既に亡くなっており、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の有無について、証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

一方、申立期間②について、申立人は、D社E工場に従事していた作業内容を詳しく記憶していることから、勤務していたことは推認できるが、事業主により厚生年金保険料を給料から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除についての記憶も明確でない。

また、D社に申立人の在籍記録を照会したところ、同社が保管している人事記録には申立人の名前は見当らなかったと回答があった。

さらに、申立人はD社の社員の紹介で同社E工場に入社した際、試験や面接はなかったと述べているが、同社の元社員は「正社員の入社には厳しい試験があった」と証言していることから判断すると、申立人は正社員としてではなく他の雇用形態で勤務していたものと考えられる。

加えて、申立人が挙げた唯一の同僚は、厚生年金保険の加入記録はあったが、既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について、証言を得ることはできない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 782

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 21 日から同年 3 月 21 日まで

私は、A社の子会社の一つであるB社に昭和 34 年 8 月 26 日から 37 年 3 月 21 日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録の照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。当該期間は、B社に継続して勤務しており、厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立人が勤務していたB社は、平成 17 年 11 月 30 日に全喪しA社に吸収合併されたが、A社に申立期間に係るB社の労働者名簿、賃金台帳等の人事記録は保管されてはいない。

さらに、複数の同僚は申立人がB社に勤務していたことは記憶しているが、申立期間当時に勤務していたとの記憶は無く、当該期間の勤務実態を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から同年 12 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険庁に照会したところ、A社に勤務していた申立期間に関して厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において勤務したと主張しているA社は、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所としての該当が無く、類似する事業所名でも調査したものの、申立人が記憶する所在地には該当する適用事業所が確認できない。

また、商業登記簿謄本も見当たらないことから、申立人が勤務したとする事業所を特定することができず、事業主からの証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、証言等を得ることができない上、申立期間の雇用保険の記録も無いことから、申立人が勤務していた事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 784

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 9 月から同年 10 月まで

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和 32 年 9 月 1 日になっているが、厚生年金保険被保険者証書では、同年 8 月 26 日資格取得となっていたのでこのコピーを A 社会保険事務所に送付したところ、数日後、同事務所は電話回答で同事務所側のミスを認めたにもかかわらず訂正することは拒否された。納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

申立期間②について、社会保険事務所の記録では、B 社において厚生年金保険に加入していたとの記載が無いが、昭和 39 年 9 月に同社に入社したことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、記憶している厚生年金保険被保険者証書の資格取得日が昭和 32 年 8 月 26 日であることから、同日が資格取得日であると主張している。

しかし、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金被保険者台帳記号番号払出票を確認したところ、資格取得日が同年 9 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

また、上記の訂正処理について社会保険事務所に照会を行ったところ、「訂正するのは、事業主からの申請・申出があった場合に限り行うもので、職権による

訂正制度はない。払出票が重複した場合は、古い方（前票）に正しく記載して前票を残し、後票は抹消する」との回答があり、当該払出票を調べてみると、資格取得日が昭和32年8月28日付けの払出票（前票）と、後順位番号で同年9月1日付けの払出票（後票）があり、前票が9月1日に訂正され後票が抹消されていることが確認できることから、当時、社会保険事務所では適正な事務処理が行われ、事業主からの届出に基づいて資格取得日を訂正したものと推認できる。

さらに、申立人は資格取得日が昭和32年8月26日と記載された厚生年金保険被保険者証書のコピーを、平成8年3月ごろA社会保険事務所に送付したとしているが、同事務所では保存期間を経過していることから確認することはできない。

加えて、申立人も当該被保険者証書を4、5年前に破棄したと述べていることから、この事実を確認することはできない。

申立期間②について、B社は「当社では当初から入社後3か月間の試用期間を設けており、試用期間中は厚生年金保検に加入させていなかった」としている。

また、申立人と同時期に一緒に勤務したとする元同僚も試用期間中は厚生年金保検に未加入であった。

さらに、申立期間①及び②について、申立人に係る勤務実態や厚生年金保検の適用の有無について、事業所に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の記憶も曖昧であることから、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。